資料1-7(参考)

防災基本計画修正

新 旧 対 照 表

令和８年７月

防災基本計画修正　新旧対照表

第１編　総則

修正前	修正後
第１編　総則 （略） 第３章　防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 （略） ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （新設） （略） 第４章　防災計画の効果的推進等 （略） 第２節　国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 ○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのた	第１編　総則 （略） 第３章　防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 （略） ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命、地域における意見の聴取など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性やこども・若者、高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 ・国際社会の時代を画する変化を踏まえ、防災に関する各種ソフト施策について、国民保護に関する取組も対象とするなど、武力攻撃事態等と自然災害等の双方を想定した避難施設のデュアルユースを推進する環境整備に取り組む必要がある。 （略） 第４章　防災計画の効果的推進等 （略） 第２節　国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 ○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのた

修正前	修正後
め、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靭化基本計画に基づき、令和２年度に策定した防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策及び令和７年度に策定した第１次国土強靭化実施中期計画による国土強靭化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 11 条においては、国の計画は、国土強靭化に関する部分は国土強靭化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靭化に関する部分については、国土強靭化基本計画の基本目標である、 ①　人命の保護が最大限図られる ②　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④　迅速な復旧・復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 （略）	め、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靭化基本計画に基づき、令和７年度に策定した第１次国土強靭化実施中期計画による国土強靭化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 11 条においては、国の計画は、国土強靭化に関する部分は国土強靭化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靭化に関する部分については、国土強靭化基本計画の基本目標である、 ①　人命の保護が最大限図られる ②　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④　迅速な復旧・復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 （略）

第２編　各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第２編　各災害に共通する対策編 第１章　災害予防 （略） 第３節　国民の防災活動の促進 （略） ２　防災知識の普及、訓練 （略） (2)　防災訓練の実施、訓練 （略） ○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 （新設） （略） ３　国民の防災活動の環境整備 (1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 （略）	第２編　各災害に共通する対策編 第１章　災害予防 （略） 第３節　国民の防災活動の促進 （略） ２　防災知識の普及、訓練 （略） (2)　防災訓練の実施、訓練 （略） ○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 ○地方公共団体等は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。 （略） ３　国民の防災活動の環境整備 (1)　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 （略）

修正前	修正後
○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性やこども・若者の参画の促進に努めるものとする。
（略）	（略）
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
○国〔内閣府〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。	○国〔内閣府〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体・民間企業等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体・民間企業等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。
（略）	（略）
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
（略）	（略）
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
○市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。	○市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、大規模な火事災害や林野火災と津波の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）

修正前	修正後
○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。	○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の利活用を図るものとする。
（略）	（略）
５　救助・救急、医療及び消火活動関係	５　救助・救急、医療及び消火活動関係
（略）	（略）
(3)　保健衛生活動関係	(3)　保健衛生活動関係
○都道府県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。	○都道府県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整、傷病者の搬送調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。
○都道府県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。	○都道府県は、国〔厚生労働省〕の技術的助言等の支援を受けつつ、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議を開催するなどにより、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。
○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣並びに物資支援に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体との調整を行う体制を整備するとともに災害時の保健医療福祉活動に関する研究や研修を推進する。	○国〔厚生労働省〕は、都道府県等に対し、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者の連携強化に資する情報提供や技術的助言等の支援を行うものとする。また、被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣並びに物資支援に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体との調整を行う体制を整備するとともに災害時の保健医療福祉活動に関する研究や研修を推進するものとする。
（略）	（略）
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
（略）	（略）

修正前	修正後
○道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。	○道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。
（新設）	○国〔国土交通省〕は、災害時の緊急車両の通行確保のため、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切について災害時優先開放踏切としての指定を進め、災害発生後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組を推進するものとする。
（略）	（略）
○国〔国土交通省、水産庁〕、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	○国〔国土交通省、水産庁〕、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。加えて、港湾管理者は、災害時に港湾の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、必要な民有港湾施設の使用について所有者等との協定の締結に努めるものとする。
（略）	（略）
７　避難の受入れ及び情報提供活動関係	７　避難の受入れ及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
（略）	（略）
○市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業	○市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業

修正前	修正後
規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。	規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　指定緊急避難場所	(2)　指定緊急避難場所
（略）	（略）
○指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。	○指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。
（新設）	○市町村は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。
（新設）	○市町村は、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　指定避難所等	(3)　指定避難所等
（略）	（略）
○都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。	○都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
（新設）	○都道府県（市町村）は、指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。
（略）	（略）
(6)　帰宅困難者対策	(6)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。
（略）	（略）
(7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(7)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。	○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、地方公共団体等が設置する災害多言語支援センター等の拠点において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

修正前	修正後
（略） ８　物資の備蓄、調達、供給活動関係 (1)　物資の備蓄 （略） ○都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。 （新設） （略） 11　災害復旧・復興への備え （略） (3)　罹災証明書の発行体制の整備 （略） ○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 （新設）	（略） ８　物資の備蓄、調達、供給活動関係 (1)　物資の備蓄 （略） ○都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。 ○地方公共団体は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組むものとする。国〔内閣府等〕は、そうした取組を地方公共団体に促すものとする。 （略） 11　災害復旧・復興への備え （略） (3)　罹災証明書の発行体制の整備 （略） ○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 ○国〔内閣府〕は、被害認定調査や罹災証明書交付に関して経験や知見を有する罹災証明コーディネーターの派遣を通じて、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、地方公共団体に対して、罹災証明コーディネーター登録制

修正前	修正後
	度の周知や、職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
（略）	（略）
○国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。	○国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、若しくは生じるおそれがある場合又は当該非常災害等に係る緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。また、国〔国土交通省〕は、必要に応じ、港湾管理者に対し、要請を行うか否かの判断に資する情報を提供するものとする。
（略）	（略）
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、ＳＮＳ等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、ＡＩｗｅｂカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、Ｅ	○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、ＳＮＳ等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、ＡＩｗｅｂカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、人工衛星画像の活用により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術

修正前	修正後
ＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。	を活用し、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。
（略）	（略）
第６節　避難の受入れ及び情報提供活動	第６節　避難の受入れ及び情報提供活動
（略）	（略）
２　指定緊急避難場所	２　指定緊急避難場所
○市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。	○市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
（新設）	○市町村は、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。
３　指定避難所等	３　指定避難所等
(1)　指定避難所の開設	(1)　指定避難所の開設
（略）	（略）
○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。	○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、社会福祉施設を福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
（略）	（略）
７　要配慮者への配慮	７　要配慮者への配慮
○市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	○市町村は、災害時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援者本人等の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、

修正前	修正後
	避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
（略）	（略）
９　被災者等への的確な情報伝達活動	９　被災者等への的確な情報伝達活動
（略）	（略）
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
（略）	（略）
○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。その際、地方公共団体等は、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努めるものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
（略）	（略）
第８節　保健衛生、福祉、防疫、遺体対策に関する活動	第８節　保健衛生、福祉、防疫、遺体対策に関する活動
（略）	（略）
１　保健衛生	１　保健衛生
（略）	（略）
○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。	○国〔厚生労働省〕は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、情報を収集・分析し、必要な情報提供や助言等を行うものとする。また、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。
（略）	（略）
○被災都道府県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。	○被災都道府県は、保健医療福祉調整本部において、保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、国〔厚生労働省〕からの

修正前	修正後
	情報提供や助言等を踏まえつつ、必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
（略）	（略）
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
（略）	（略）
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。	○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性やこども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。	○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者、女性やこども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
（略）	（略）
○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の	○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の

修正前	修正後
市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 （新設） （略）	市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 ○国〔内閣府〕及び都道府県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第３編　地震災害対策編 第１章　災害予防 （略） 第２節　地震に強い国づくり、まちづくり （略） ３　地震に強いまちづくり （略） (2)　建築物の安全化 （略） ○国〔国土交通省〕、地方公共団体及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、国〔国土交通省、気象庁〕は、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や、長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。 （新設） （略） 第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） ４　緊急輸送活動関係 （略） ○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対し	第３編　地震災害対策編 第１章　災害予防 （略） 第２節　地震に強い国づくり、まちづくり （略） ３　地震に強いまちづくり （略） (2)　建築物の安全化 （略） ○国〔国土交通省、内閣府、消防庁〕、地方公共団体及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を図るものとする。また、国〔国土交通省、気象庁〕は、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や、長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。 ○国〔国土交通省〕、地方公共団体は、地震時管制運転装置の設置、関係事業者における閉じ込め者の早期救出体制の整備、施設管理者によるエレベーター内への防災備蓄品の配置を促進するなどによりエレベーターの安全対策を推進するものとする。 （略） 第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略） ４　緊急輸送活動関係 （略） ○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な船舶の交通又は臨港交通施設の機能を確保するため、損壊又は倒壊した場合にこれら機能に

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>て、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。

（略）
第２章　災害応急対策
（略）
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。
○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。
（略）
別表（第２章関係）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 7 年 6 月改定）</td><td>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 28 年 3 月 29 日中央防災会議幹事会決定、令和 7 年 6 月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 5 年 5 月 23 日中央防災会議幹事会決定、令和 7 年 6 月改定）</td></tr></table></td><td>支障を及ぼすおそれのある港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、港湾管理者は、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に必要な船舶の交通又は臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。
（略）
第２章　災害応急対策
（略）
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。
○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。
（略）
別表（第２章関係）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 8 年 7 月改定）</td><td>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 28 年 3 月 29 日中央防災会議幹事会決定、令和 8 年 7 月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 5 年 5 月 23 日中央防災会議幹事会決定、令和 8 年 7 月改定）</td></tr></table></td></tr>
</table>

修正前	修正後
第４編　津波災害対策編	第４編　津波災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。	○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
（略）	（略）
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
（略）	（略）
○ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。	○ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、各地域による自動車利用や避難経路の事前選定、指定緊急避難場所の駐車スペースの拡充など、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するとともに、平時から避難訓練の実施に努めるものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能	○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な船舶の交通又

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。

（略）
第２章　災害応急対策
（略）
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。
（略）
別表（第２章関係）
<table><tr><td>（略）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 7 年 6 月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 5 年 5 月 23 日中央防災会議幹事会決定、令和 7 年 6 月改定）</td></tr></table></td><td>は臨港交通施設の機能を確保するため、損壊又は倒壊した場合にこれら機能に支障を及ぼすおそれのある港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、港湾管理者は、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に必要な船舶の交通又は臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。
（略）
第２章　災害応急対策
（略）
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。
（略）
別表（第２章関係）
<table><tr><td>（略）</td><td>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 8 年 7 月改定）</td><td>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 5 年 5 月 23 日中央防災会議幹事会決定、令和 8 年 7 月改定）</td></tr></table></td></tr>
</table>

修正前	修正後
第５編　風水害対策編 第１章　災害予防 第１節　風水害に強い国づくり、まちづくり （略） ２　風水害に強いまちづくり (1)　風水害に強いまちの形成 （略） ○市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 （略） ○国〔環境省〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。 （略） ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国〔国土交通省〕は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。 （略）	第５編　風水害対策編 第１章　災害予防 第１節　風水害に強い国づくり、まちづくり （略） ２　風水害に強いまちづくり (1)　風水害に強いまちの形成 （略） ○市町村は、コンパクト・プラス・ネットワークの形成及び防災まちづくりの推進に当たっては、立地適正化計画において、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定し、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 （略） ○国〔環境省〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査の結果、崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。 （略） ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、道路のアンダーパス部等や市街地の道路地下構造物における冠水等を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国〔国土交通省〕は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。 （略）

修正前	修正後
○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 （略） ・国〔国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。 （略） ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。 （略） 第２節　国民の防災活動の促進 （略） ２　防災知識の普及、訓練 (1)　防災知識の普及 （略） ○国〔国土交通省、気象庁〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 （略） ・国〔国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスク情報の提供に努めるものとする。 （略） ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。 （略） 第２節　国民の防災活動の促進 （略） ２　防災知識の普及、訓練 (1)　防災知識の普及 （略） ○国〔国土交通省、気象庁〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水キキクル（洪水の危険度を地図形式で示した情報）などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。

修正前	修正後
○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解できるよう、土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解できるよう、土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で示した情報）などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。
○国〔内閣府、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や竜巻注意情報等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。	○国〔内閣府、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　警報等の発表及び伝達	(1)　警報等の発表及び伝達
○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。	○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、これらの特別警報、危険警報、警報及び注意報については、警戒レベルに合わせた数字を付記した名称で発表することで住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
○国〔気象庁〕は、気象特別警報、警報及び注意報については、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表するものとする。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。	○国〔気象庁〕は、気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報については、警戒・注意の必要な範囲を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村又は河川ごとに発表するものとする。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や気象状況の見通しを示す情報、危険度やその切迫度を伝えるキキクル等の情報を分かりやすく提供することで、気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。
（新設）	○国〔気象庁〕は、記録的短時間大雨や線状降水帯、竜巻等の顕著な現象が発生又は発生しつつある場合には、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」等の気象防災速報を発表することで、気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報を

修正前	修正後
	適切に補足するものとする。
（略）	（略）
○国〔気象庁〕は、地方公共団体における迅速かつ適切な避難指示等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。	○国〔気象庁〕は、地方公共団体における迅速かつ適切な避難指示等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。併せて、キキクルや警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　住民の避難誘導体制	(2)　住民の避難誘導体制
（略）	（略）
○市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。	○市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な発令基準、伝達手段等を設定するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
（略）	（略）
○市町村は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。	○市町村は、警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
（略）	（略）
○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具	○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、レベル４氾濫危険警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル等によ

修正前	修正後
体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。	り具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。	○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４土砂災害危険警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。
○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。	○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４高潮危険警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、レベル４高潮危険警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
（略）	（略）
(3)　災害未然防止活動	(3)　災害未然防止活動

修正前	修正後
（略）	（略）
○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。	○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路の冠水等による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。
○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生じるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。	○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、船艇等による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生じるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
○国〔気象庁〕は、台風、前線の活動、集中豪雨、線状降水帯、竜巻等突風等に係る動向を観測し、気象、高潮、波浪、洪水の警報等、台風、大雨、線状降水帯、竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。	○国〔気象庁〕は、台風、前線の活動、集中豪雨、線状降水帯、竜巻等突風等に係る動向を観測し、大雨、暴風、土砂災害、高潮、波浪、河川氾濫の警報等、台風、大雨、線状降水帯、竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔国土交通省〕は、多重無線、光ファイバー、移動通信回線、テレメーター化した通信網等を利用し、河川・水路の水位情報、流域の浸水情報、レーダー雨（雪）量計情報、道路の冠水情報等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング、警報設備、ビーコン及び情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。	○国〔国土交通省〕は、多重無線、光ファイバー、移動通信回線、テレメーター化した通信網等を利用し、河川・水路の水位情報、流域の浸水情報、レーダー雨（雪）量計情報、道路の冠水情報等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング、警報設備、ＥＴＣ２．０及び情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
（略）	（略）
１　風水害に関する警報等の伝達	１　風水害に関する警報等の伝達
○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。	○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルに合わせた数字を付記して提供するものとする。
○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難指示等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補足的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。	○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難指示等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、土砂災害、高潮、河川氾濫等の特別警報、危険警報、警報及び注意報並びにその補足的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。
（略）	（略）
○国〔気象庁〕は、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために、流域雨量指数の予測値、洪水警報の危険度分布及び降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル及び降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。
○国〔気象庁〕は、竜巻等突風による被害の軽減に資するために、竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕は、竜巻等突風による被害の軽減に資するために、気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）等の竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。
（略）	（略）
○都道府県又は市町村は、都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに都道府県にあっては関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。	○都道府県又は市町村は、都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに都道府県にあっては関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

修正前	修正後
（新設）	○国〔国土交通省、気象庁〕と都道府県は共同して、高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した海岸において、高潮のおそれがあると認められるときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。
○都道府県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。	○都道府県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。
（新設）	○河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事等に通報するものとする。通報を受けた都道府県知事（通報者が国土交通大臣である場合は国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。
○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。	○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適時適切に判断することができるよう、レベル４土砂災害危険警報を市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考となる情報の提供に努めるものとする。
（略）	（略）
○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとす	○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとす

修正前	修正後
る。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 （略） 第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 １　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （略） ○国〔気象庁〕及び都道府県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。 （略）	る。なお、市町村は、大雨、暴風、土砂災害、高潮、河川氾濫等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 （略） 第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 １　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （略） ○国〔気象庁〕及び都道府県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じてレベル４土砂災害危険警報等の発表基準の引下げを実施するものとする。 （略）

第７編　雪害対策編

修正前	修正後
第７編　雪害対策編 （略） 第２章　災害応急対策 （略） 第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略） ２　交通の確保 （略） (3)　道路啓開等 （略） ○国〔国土交通省〕は、道路の通行規制等が行われている場合、ＩＣＴ技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報板、インターネット等により道路啓開等の状況を、迅速に情報提供することとする。 （略）	第７編　雪害対策編 （略） 第２章　災害応急対策 （略） 第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略） ２　交通の確保 （略） (3)　道路啓開等 （略） ○国〔国土交通省〕は、道路の通行規制等が行われている場合、ＩＣＴ技術を活用し、道路利用者に対してＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により道路啓開等の状況を、迅速に情報提供することとする。 （略）

修正前	修正後
第 12 編　原子力災害対策編	第 12 編　原子力災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
（略）	（略）
○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。	○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（対象となる原子力発電所の緊急時における対応のほか、当該原子力発電所の原子力災害対策重点区域内に所在する他の原子力事業所の緊急時における対応を含むことができる。以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。
（略）	（略）
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
（略）	（略）
(9)　緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備	(9)　オフサイトセンターの指定、整備
（略）	（略）
(10)　緊急時モニタリング体制の整備	(10)　緊急時モニタリング体制の整備
（略）	（略）
○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。	○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。
（略）	（略）
２　避難の受入れ及び情報提供活動関係	２　避難の受入れ及び情報提供活動関係

修正前	修正後
（略） (1)　避難誘導 （略） 第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 （略） ２　警戒事態発生時の連絡等 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、ＵＰＺ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外であり、かつＵＰＺ外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 （略） ３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1)　施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、ＵＰＺ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （略） ５　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動	（略） (1)　避難誘導及び屋内退避 （略） 第２章　災害応急対策 第１節　発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 （略） ２　警戒事態発生時の連絡等 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、ＵＰＺ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外であり、かつＵＰＺ外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力をＰＡＺ内の地方公共団体を通じて要請（防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。）するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 （略） ３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1)　施設敷地緊急事態発生情報等の連絡 （略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、ＵＰＺ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）への協力をＰＡＺ内の地方公共団体を通じて要請することができるものとする。 （略） ５　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

修正前	修正後
(1)　緊急時モニタリング	(1)　緊急時モニタリング
（略）	（略）
○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。	○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。
（略）	（略）
第２節　避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動	第２節　避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動
１　避難、屋内退避等の防護措置の実施	１　避難、屋内退避等の防護措置の実施
（略）	（略）
○原子力災害対策本部は、ＵＰＺ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、ＯＩＬ（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては、ＰＡＺ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、ＵＰＺ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示するものとする。	○原子力災害対策本部は、ＵＰＺ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、ＯＩＬ（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては、ＰＡＺ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、ＵＰＺ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示するものとする。
（新設）	○屋内退避中は、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える屋内外の民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できる。この際、国〔原子力災害対策本部〕は、放射性物質の放出見込みなど、屋内退避中の一時的な外出等の行動判断に必要な情報の提供を随時行うとともに、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、一時的な外出等を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を速やかに行うものとする。
（新設）	○原子力災害対策本部は、屋内退避実施後３日目を目安として、屋内退避の継続

修正前	修正後
	の判断を行うものとする。また、それ以降は毎日継続の判断を行うものとし、物資の不足等により生活の維持が困難となる場合や、プルームの長時間又は断続的な到来により屋内退避場所に屋外大気が流入して被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示するものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。	○地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。
（新設）	○原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たすとともに、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できた場合は、原子力災害対策本部は、屋内退避を解除するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第 15 編　林野火災対策編	第 15 編　林野火災対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（略）	（略）
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
（略）	（略）
２　救助・救急、医療及び消火活動関係	２　救助・救急、医療及び消火活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。	○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。また、地方公共団体は、大型ヘリ等の活動基盤の確保に努めるものとする。
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
第２節　救助・救急、医療及び消火活動	第２節　救助・救急、医療及び消火活動
（略）	（略）
３　消火活動	３　消火活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
（略）	（略）
○被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。	○被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、応援要請に先立ち大型ヘリ等の活動基盤を選定するほか、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。また、ヘリコプターの散水能力に応じ応援部隊の活動区域や役割の分担の調整を行うものとする。

第 15 編　林野火災対策編

修正前	修正後
（略）	（略）

以上